

No.1 5	商業活性化事業費補助金（店舗改修補助金）
事業概要	第2期宇部市中心市街地活性化基本計画(令和7年4月)に定める区域内における既存店舗の改修又はファサード整備に要する経費の一部を補助します。
補助対象経費	来客数・売上の増加が見込まれる当該店舗の改修等に要する経費 （ただし、改修工事は市内業者が行ったもののみを対象とし、出店者自らが原材料を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫等の備品購入費は除きます。）
補助率	1/2
上限額	50万円
担当課	産業政策課（34-8355）
市ウェブ番号	1012569



No.1 6	商業活性化事業費補助金（商店街共同施設整備補助金）
事業概要	商店街の利便性や快適性の向上、商店街のコミュニティ活動の促進及び安全確保を図るため、市内商店街の共同施設整備に要する経費の一部を補助します。
補助対象経費	・施設の新設・更新に要する経費 （ただし、土地購入費、造成費、賃貸料は除きます。） ・既存施設の撤去に要する経費 ・施設の維持管理等に要する経費
補助率	1/2
上限額	50万円
担当課	産業政策課（34-8355）
市ウェブ番号	1012575

No.1 7	商業活性化事業費補助金（イベント創出補助金）
事業概要	市民の憩いの場、にぎわいの場づくりに向けて、商店街等が開催するイベント等の経費の一部を補助します。
補助対象経費	イベント等の開催に要する経費 （ただし、景品代、会議開催経費、食糧費及び汎用性のある備品購入費は除きます。）
補助率	1/2
上限額	30万円
担当課	産業政策課（34-8355）
市ウェブ番号	1012577

No.18	まちなかイベント支援事業補助金
事業概要	まちなかのにぎわい創出を図るため、中心市街地の対象エリアにおける市民団体や商店街と連携した様々なイベントの開催に要する経費を補助します。
補助対象経費	・謝金 ・広告宣伝費 ・警備等委託料 ・施設及び機器等使用料 ・保険料 ・消耗品・景品費 ※消耗品・景品費は、補助対象者が高校生又は大学生で構成される団体である場合に限る。ただし、団体が法人格を有する場合はその限りではない。
補助率	●高校生又は大学生で構成される団体：10/10 ※団体が法人格を有する場合は一般の団体とみなす。 ●一般の個人又は団体：2/3
上限額	●高校生又は大学生で構成される団体 ①常盤通り又は平和通りを通行止めにして開催するイベント：45万円 ②単独で概ね1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント：30万円 ③上記以外の入場料無料のイベント：10万円 ●一般の個人又は団体 ①常盤通り又は平和通りを通行止めにして開催するイベント：30万円 ②単独で概ね1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント：20万円 ③上記以外の入場料無料のイベント：5万円
担当課	中心市街地活性化推進課(34-8468)
市ウェブ番号	1009183



No.19	中心市街地建物リノベーション事業補助金
事業概要	中心市街地の空き物件の有効活用を促進するとともに、にぎわいの創出を図るため、空き物件をリノベーション（再生）するための改修費の一部を補助します。
補助対象経費	（改修費補助金） 建物の改修にかかる経費で以下のもの ・内装工事費 ・外装工事費 ・給排水衛生設備工事費 ・空調設備工事費 ・サイン工事費 ・電気・照明工事費 ・設計費 ※外構工事費（外構部分に施工するサイン工事費を含む。）、 什器・備品購入費、消費税及び地方消費税を除く。 ※市内業者が行うもののみ対象 （賃借料補助金） 賃借料（消費税、共益費、手数料等を除く。）
補助率	改修費補助金：1/2 賃借料補助金：1/2
上限額	（改修費補助金） 150万円 （賃借料補助金） 事業を開始した月から起算して最大12か月 3万円／月（合計30万円まで）
担当課	中心市街地活性化推進課(34-8468)
市ウェブ番号	1005665

